



議案第四十三号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月三十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾六年参月卅壹日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条表中

三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計

料金徴収事業

の次に次のと

おり加える。

土地取得特別会計	土地取得事業
小木勝住宅団地造成事業特別会計	住宅地取得造成事業

第二条表中

三朝高原有料道路料金徴収
事業特別会計

委託料、一般会計繰入金

料金徴収事務費その他
の諸支出金

の次に次のとおり加える。

<p>土地取得特別会計</p>	<p>他会計繰入金、用地先行 取得事業にかかる町債、 土地売払収入、所屬財産 の運用収入その他の諸取 入金</p>	<p>土地購入費、町債の元 利償還金その他諸支出 金</p>
<p>小木脇住宅団地造成事業特 別会計</p>	<p>他会計繰入金、用地取得 並びに造成事業にかかる 町債、土地売払収入、財 産の運用収入その他の諸 収入金</p>	<p>土地購入費、宅地造成 費、町債の元利償還金 その他諸支出金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、土地取得特別会計の設置に関する規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。